

安全保障貿易管理 ～運営・管理における責任体系～

安全保障貿易管理最高責任者
(学長)

安全保障貿易管理について本学全体を統括する権限を持つと共に最終責任を負う。

安全保障貿易管理統括責任者
(理事(研究担当))

最高責任者の命を受け、安全保障貿易管理を統括するため、安全保障貿易管理に関する次に掲げる業務を行う。

【安全保障貿易管理統括責任者の業務】

- (1) 安全保障貿易管理の基本方針及び基本施策の企画・立案に関すること。
- (2) 規程の制定及び改廃の立案に関すること。
- (3) 規程に基づく運用、手続等の策定及び改廃に関すること。
- (4) 該非判定及び取引審査の承認に関すること。
- (5) 本学全体への徹底事項の指示、連絡、要請等に関すること。
- (6) 安全保障貿易管理業務の監査に関すること。
- (7) 安全保障貿易管理の研修及び教育に関すること。
- (8) 経済産業省への輸出管理業務に係る相談及び許可申請に関すること。

安全保障貿易管理責任者
(医学研究監理室長)

安全保障貿易管理業務の適切な実施のため、安全保障貿易管理に関する次に掲げる業務を行う。

【安全保障貿易管理責任者の業務】

- (1) 該非判定及び取引審査(第二次審査)に関する業務
- (2) 統括責任者への報告等に関する業務
- (3) 安全保障貿易管理手続業務の推進に関する業務
- (4) 安全保障貿易管理の研修及び教育に関する業務
- (5) 安全保障貿易管理手続業務に係る本学の教員等からの相談に関する業務

教職員等及び学生等

【教員等及び学生等の義務】

取引を行おうとする教員等及び学生等は、当該取引がリスト規制技術等に該当するかどうかなど、外為法等による規制への該当の有無を確認し、懸念のある場合は、所定の手続を行わなければならない。

(国立大学法人滋賀医科大学安全保障貿易管理規程 第8条)